

# 第5回動燃改革検討委員会の結果について(速報)

平成9年7月7日  
科学技術庁

1. 日時 平成9年7月7日(月) 14:00～17:00

## 2. 議事の概要

### (1) コンサルタントによる調査の最終報告について

事務局より、コンサルタントによる調査の最終報告として、動燃の体質及び組織・体制について、問題の所在、改革案の提案等が報告された。

### (2) 動燃の具体的改革について

事務局より、前回会合における座長指示に従って作成した具体的な改革の姿として、自由民主党行政改革推進本部の決定をも踏まえ、動燃の改革を中心として「改革の実現に向けて(素案)」と、科学技術庁自身の改革を念頭に置いた「科学技術庁の対応」を説明。(別添1)

これらを踏まえて議論されたが、各委員の主な意見は(別添2)のとおり。

(3) 岸田座長代理による総括において、今後の進め方について以下のとおりとりまとめられた。

① 本日の議論を踏まえ、吉川座長と十分調整の上、「改革の実現に向けて」を修正し、次回会合(7月30日)において前回までの基本認識等と併せて全体をまとめて検討委員会報告書として審議。

② 動燃改革のフォローアップについては、今後、座長と調整。

(以上)

「改革の実現に向けて」

**改革の具体化の方針**

- 事業を抜本的に見直し、部分的に解消・移管し、動燃を改組して新法人を組織
- 新法人は、長期的な観点から実用化を目指したプロジェクト指向型の研究開発を遂行
- 科学技術庁は、自らの改革を進めるとともに、安全確保を最優先としつつ、動燃改革の実をあげ、国民の信頼を速やかに回復すべく最大限努力

**新法人への改組の要点**

**1. 経営の刷新**

- 新法人の事業目標の明確化
  - ・新法人は、長期計画等原子力委員会の決定を受け、具体的な事業目標を策定
- 新法人における経営の機能強化
  - ・手続き面等での科学技術庁の関与を極力減少させ、新法人の裁量権を拡大
  - ・理事会メンバーの人選は、従来の構成にとられず、幅広い分野から人材を登用
  - ・新法人の経営に第三者による外部評価の機能を導入
  - ・人材の適材適所を図るため、業務の特性に配慮しつつ、人事管理制度を刷新等
- 明確な経営理念の確立とその組織への浸透は理事長の責任
- 新法人に対する科学技術庁の指導監督
  - ・業務遂行は新法人の裁量で行い、科学技術庁はその結果を厳正に評価・監査

**2. 新法人の事業**

- 動燃の現行事業の分類
  - ・新法人で実施すべき事業
    - (新法人の中核的事業)
      - －高速増殖炉開発及びそれに関連する核燃料サイクル技術開発
      - －高レベル放射性廃棄物処理処分研究開発
    - (その他)
      - －先進的核燃料サイクル技術開発等
      - －軽水炉再処理研究開発
  - ・整理縮小する事業
    - (基本的に原研等へ移管又は廃止)
      - －フロンティア研究の一部
    - (民間への技術移転)
      - －ウラン濃縮研究開発
      - －海外ウラン探鉱
    - (撤退)
      - －新型転換炉開発
- 事業を進めるに当たっての配慮事項
  - ・事業成果が可能な限り経済性を持つようコスト意識を定着
  - ・関係者との緊密な協力関係の構築による事業成果を円滑に技術移転

- ・原子力関連分野以外も含めた幅広い分野への開発成果の活用を促進
- ・整理縮小事業について、地元自治体等関係者と協議し、整理計画を早急に作成等

### 3. 安全確保の機能強化

#### ○運転管理体制の強化

- ・研究開発偏重を排し、運転管理部門を独立させ、役割分担を明確化
- ・民間との積極的な人事交流を通じ、運転管理に民間能力を活用
- ・請負作業員の規模の適正化に配慮し、職員と請負作業員との責任関係を明確化
- ・安全管理及び危機管理に関する徹底した教育・訓練の実施及びその結果を反映

#### ○安全確保の基盤整備

- ・更新や老朽化対策の着実な実施及び最新かつ信頼性の高い技術を積極的に活用
- ・外部人材を含めて安全確保支援部門を組織
- ・原子力に固有な安全対策に加え、一般防災の考え方のマニュアルへの導入等
- ・所内や他機関の事故例を徹底研究し、教育・訓練及びマニュアルに反映

#### ○危機管理

- ・緊急時対応要員の事前指名や抜き打ち形式等による効果的な訓練を実施
- ・危機管理マニュアルを整備し、役員、動員された職員等の役割分担を明確化
- ・緊急時にセンターとなる施設整備や事故情報伝達等の緊急時情報システムを構築

### 4. 社会に開かれた体制

#### ○広報・情報公開(状況変化に適切に対応できるよう新法人自身のために実施)

- ・外部研修等による専門家育成、外部専門家活用等広報体制の強化及び基盤の整備
- ・明確な情報公開基準の設定、研究開発成果の積極的発信等により情報公開を徹底

#### ○地域社会との共生

- ・立地地元重視の観点から本社を立地地域に設置
- ・地域住民との関わりにおいて、放射線の環境影響の積極的公開等立地地域の住民が安心して暮らせるよう努力

#### ○職員の意識改革

- ・活発な人事交流による意識の触発の機会の充実、人事的停滞性の回避
- ・自己革新や組織改革を可能とする研修、セミナー等を開催

## 科学技術庁の対応

### ○基本認識

- ・動燃の業務現場の状況を十分に把握しておらず、適切な監視・指導ができなかった
- ・事故を小さなものに見せようとする傾向が払拭されなかった

### ○改善のための留意点

- ・現地への運転管理専門官の常駐、抜き打ち立入調査等により安全監視体制を強化
- ・専門家の迅速派遣、危機管理オペレーション機能の確保等緊急時即応体制を整備
- ・役割分担や連携の明確化により地域が一体となった事故防災体制を充実
- ・業務結果の厳正な評価・監査により適切な緊張関係を維持し、新法人を適切に監督
- ・第三者による安全性の評価・支援機能を導入

## (別添2)

### 各委員の主な意見

- ・「科学技術庁の対応」については、内容を吟味した上で、「改革の実現に向けて」において、新法人との関係を考慮しつつ適所に盛り込むべき
- ・原子力委員会の対応についても言及すべきではないか
- ・科学技術庁の対応については、動燃の側から見た科学技術庁の監督のあり方の観点から言及すべき
- ・一番最後に記述されている「職員の意識改革」は重要な問題であり、内容を吟味して冒頭の「経営の刷新」において言及すべき
- ・新法人の指導監督については、厳正な評価・監査のみならず、精神的なアドバイザー的なものを加えるべき
- ・情報公開に関連し、事故については、正確に分かりやすい言葉で公開することが重要
- ・本社を立地地域に設置する際の立地地域は、色々なオプションが考えられるので慎重に検討すべき
- ・裁量権は現在でも十分有しているとの意見もあり、何故その行使が十分になされていないのかが問題
- ・動燃改革に当たっては、反省ばかりではなく、新しい技術やコンセプトを世界に発信するといった新法人がこれから担う役割をもっと盛り込むべき
- ・事故時の動員体制の整備に関しては、実践に即応した訓練を行うことが効果的
- ・職員の意識を改革するための研修については、内部研修のみならず、外部への派遣研修も重要
- ・緊急時の防災体制については、各機関が責任を果たし、役割を発揮し得るような体制を制度的に明確化すべき